

かづの土地改良区利水調整規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、かづの土地改良区土地改良事業計画の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第5条 理事会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

2 理事会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を1名選任する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、3月末日までに配水計画を定めるものとする

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 頭首工等における最大取水量及び取水期間
- 二 配水ブロックへの配水量及び配水期間
- 三 ため池における配水期間
- 四 その他必要な事項（意見聴取）

第7条 理事会は、配水計画の作成に当たり、2月末日までに、配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等について意見を聴取するものとする。

2 配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第8条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

(周知)

第9条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第10条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

(問合せ先)

第11条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

2 配水ブロックの代表者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、理事会に報告するものとする。

附 則 (平成31年3月3日議決)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月8日から施行する。

この規程は、令和4年3月4日から施行する。